

2024年2月19日

金融審議会

会長 神田秀樹 殿

金融担当大臣 鈴木 俊一

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり
諮問する。

記

○ サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する 検討

サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要
請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投
資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行う
に当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供
できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方につ
いて検討を行うこと。